

## (第4回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月26日
契約業者名	株式会社オオバ 東京支店
契約業者の住所	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
業務の名称	R6 横浜国道管内測量業務
業務場所	横浜国道事務所管内
業種区分	測量
業務概要	横浜国道事務所管内において、道路台帳の基礎となる基準点測量、敷地調査（用地測量）を行い、亡失等箇所内の基準点、境界杭等の再設置を行う。
履行期間（自）	令和 6年10月24日
履行期間（至）	令和 8年 2月27日
変更前の契約金額	29,546,000円（税込み）
変更金額	+ 1,485,000円（税込み）
変更後の契約金額	31,031,000円（税込み）
変更理由	<p>1. 基準点測量 現地確認の結果、3級基準点測量及び基準点設置が不要となったため減工し、4級基準点測量について数量精査（数量減）する。一部業務箇所において用地測量のために過年度設置の4級基準点成果を点検・確認する必要があるため、4級基準点検測量を追加する。</p> <p>2. 用地測量（1） 各業務地区での現地確認の結果、地域用途、地形及び交通量などの現地状況諸条件を考慮した測量を行う必要があるため、資料調査及び整理、貸与資料と現地の整合確認を新規増工し、また業務箇所毎において上記諸条件に伴う作業について数量精査（増工）する。</p> <p>3. 用地測量（2） 協議相手方との協議の結果、現場に係る作業が不要となり数量精査（減工）し、書面上の整理として調書チェックリスト作成、資料確認整理を追加する。</p> <p>4. 境界杭設置 現地確認、民地地権者との立会結果、及び河川管理者との調整の結果として、杭及び鉋の設置本数を数量精査（減）する。</p> <p>5. 打合せ 対発注者との打合せについて数量精査（増工：4回→9回）する。また対外関係機関との打合せ（8回）を追加する。</p> <p>6. 技術管理費 ・情報共有システム使用料 発注者との協議の結果、受発注者間の打合せ簿、指示書取り交わしについて「情報共有システム（ASP）」を使用することとなり、その使用料を追加する。 ・成果検定費 上記1. のとおり、3級基準点測量及び基準点設置が減となったことからこれに合わせ減工する。</p>